合併に伴う各種手続き

一部の届け出などを除き、住所変更の手続きは必要ありません。
住民票や戸籍の記載事項も行政側で修正しますので、市民の皆さんにご負担をおかけすることはありません。

国民年金手帳・国民(厚生)年金証書

住所変更の手続きは必要ありません。

政府管掌健康保険被保険者証

住所変更の手続きは必要ありません。なお、保険証の住所欄は、ご自身で訂正してください。

保険証書

一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については、各保険会社にお問い合わせください。

郵便局

郵便貯金通帳等の住所変更の手続きについては、各郵便局の窓口にお問い合わせください。

銀行(金融機関)

普通預金通帳、定期預金証書等は、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、市外の支店等に口座を持つ場合や当座預金、融資取引等のある方は、手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関にお問い合わせください。

クレジットカード

各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。

電気・ガス

住所変更の手続きは必要ありません。

不動産(土地・建物登記簿)表題部の所在

法務局が職権で変更しますから、手続きは必要ありません。ただし、所有者名義人等の住所は本人が申請するまで変わりません。

自動車運転免許証

住所等は、免許証の更新時に通常の更新手続きをすれば、自動的に新住所に変更されます。ただし、更新前に変更を希望される方は、管轄する警察署または運転免許センターで手続きをしてください。

旅券(パスポート)

住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。

お詫びと訂正

創刊号内「公共施設の紹介」内の内容に訂正がありました。
右に訂正し、この場をお借りしてお詫びします。

施設№9と10
利用時間「午前9時から午後10時」
休館日「月曜日、祝日(土・日の場合は開館)、12／28～1／4」

上福岡市・大井町
合併準備だより
第2号
2005.6

発行・編集／上福岡市・大井町合併準備推進本部
〒356-8501　埼玉県上福岡市福岡1-1-2　上福岡市役所第2庁舎3階
TEL 049-278-2012 ・ 049-267-3902　FAX 049-261-3840
E-mail gappei-oi2@kamifukuoka-city.jp

PRINTED WITH SOY INK 大豆油インキ「SOY INK」を使用しています
R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。